

## 令和4年度特定侵害訴訟代理業務試験

### 採点実感〔事例問題1〕

#### 問1 起案

特許権侵害差止等請求事件を題材として、訴状の請求の趣旨の記載、クレーム解釈とあてはめ、均等論の各要件とあてはめ、共同不法行為の成立に関する事実関係、推定規定に基づく損害賠償額の算定方法に関して、原告代理人の立場からの論述を求める問題であった。基礎的かつオーソドックスな内容であり、全体的によくできていた。

- 1 空欄1は、一方の被告を対象とした差止請求における請求の趣旨の記載を問う問題である。概ねよくできていたが、「譲渡」（「販売」）を挙げていない答案も散見された。
- 2 空欄2は、他方の被告を対象とした差止請求における請求の趣旨の記載を問う問題である。概ねできていたが、「譲渡の申出」（「販売の申出」）を挙げていない答案も散見された。
- 3 空欄3は、損害賠償請求における請求の趣旨の記載を問う問題である。概ねよくできていたが、「被告ら<sup>は</sup>」「連帯して」の記載が漏れている答案もあった。
- 4 空欄4は、「緊縛」のクレーム解釈を問う問題である。発明の課題や作用効果に関する明細書の記載に言及することなく、字義、実施例に関する記載（明細書【図4】や段落【0011】）をもとにクレーム解釈を行う答案も散見された。実施例に関する記載を根拠としてクレーム解釈を行う場合には、これら記載が被告ら側のクレーム解釈の根拠としても挙げられていることに対する配慮が必要である。クレーム解釈が適切に行えていない答案は点数が伸び悩むものが多かった。
- 5 空欄5は、「緊縛」のクレーム解釈を前提として、被告製品がこれを満たすことを問う問題である。空欄4において、自らが示したクレーム解釈に沿ってあてはめを行う必要があることに留意されたい。また、この空欄5において、クレーム解釈を再度試みる答案もあった。
- 6 空欄6は、均等論の各要件を問う問題であり、全体的によく書けていた。

- 7 空欄 7 は、均等論の第 1 要件へのあてはめを問う問題である。本質的部分の認定において、知財高判平成 28 年 3 月 25 日「マキサカルシトール事件」にも言及ができていた答案もあり好印象であった。もっとも、特許発明の本質的部分を的確に捉えられていない答案、また、第 1 要件においては、異なる部分が特許発明の本質的部分でないことについて論じる必要があるにもかかわらず、特許発明の本質的部分のみ論じる答案も散見された。
- 8 空欄 8 は、均等論の第 2 要件へのあてはめを問う問題であり、よく書けていた。
- 9 空欄 9 は、共同不法行為の関連共同性に関する事実関係を、原告代表者の言い分から拾い上げる問題であり、よく書けている答案が多かった。
- 10 空欄 10 は、知財高判平成 25 年 2 月 1 日「ごみ貯蔵器事件」の規範を問う問題である。正しく記載されている答案は少なく、侵害行為により損害を被ったという因果関係を挙げる答案が多かった。
- 11 空欄 11 は、空欄 10 の規範へのあてはめを問う問題であり、事実関係については拾えている答案が多かった。
- 12 空欄 12、空欄 13 は、102 条 2 項の損害額推定規定による被告らが得た利益額を問う問題である。概ねよくできていた。

## 問 2 小問

### 1 小問 (1)

事例を通じて、同時履行の抗弁権、履行の提供、相殺に関する理解を問う問題である。「ア」についてはよくできていたが、「イ」「ウ」は問題となる点を捉えることができず、正答にたどり着けていない答案が多かった。

民法の事例問題については、当事者間の公平さは確保されているかという問題意識を持つことも、有用であろう。

### 2 小問 (2)

民事訴訟法第 6 章 (裁判によらない訴訟の完結)、及び、閲覧等の制限について問う問題である。条文を見つけることができれば正解できる問題であり、条文の文言どおりに、正確に解答することが求められる。